

旭川市子ども・子育て審議会
平成29年度第1回就学前教育及び保育についての
各種基準の見直しに関する専門部会議事録

- 1 日時 平成29年5月18日(木) 18:30～19:30
- 2 場所 旭川市役所第二庁舎3階 健康相談室
- 3 出席委員 佐々木委員, 佐藤委員, 武田委員, 藤原委員, 宮崎委員(五十音順)
(欠席委員) なし
- 4 事務局 子育て支援部
こども育成課 飯森課長, 金主幹
こども育成係 田上係長
保育給付係 上田係長, 加藤
こども事業係 工藤係長
- 5 傍聴者 0名
- 6 議事概要

【議事】

(1) 調査審議

①「幼児教育の無償化に係る取組への対応等について」

ア 幼稚園就園奨励費補助金

※事務局より資料1「平成29年度幼稚園就園奨励費補助金」について説明。

(委員) 資料では, 幼稚園就園奨励費は補助額が明示されている部分と, 補助の最高額から補助額を減じた金額が保護者負担分として記載されている部分がある。今後, 資料を提示する際は, この部分が分かりやすいよう修正した方が良い。

(事務局) より分かりやすく修正していきたい。

「ア 幼稚園就園奨励費補助金」は, 事務局案のとおりとする。

イ 旭川市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担の軽減(案)

※事務局より資料2「旭川市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担の軽減(案)」について説明。

(ア) 国における段階的無償化の1号認定の保育料軽減案について

(委員) 昨年度の段階的無償化と軽減額は違うが, 1号と2号の軽減の考え方は同じということによろしいか。

(事務局) 基本的に同じ考え方だが、今回1号認定のみ国第3階層のひとり親世帯以外で第1子2,000円、第2子1,000円軽減されている。

「(ア) 国における段階的無償化の1号認定の保育料軽減案」は、事務局案のとおりとする。

(イ) 国における段階的無償化の2号・3号認定の保育料軽減案について

(委員) 今までの保育料軽減率との差異はどのようになるのか。

(事務局) 国の考え方とおり、ひとり親世帯第1子の保育料を市町村民税非課税世帯並みに一律に軽減したものであり、もともと本市の市町村民税非課税世帯の保育料は軽減率が高いため、これまでより軽減率が高くなったと言える。

「(イ) 国における段階的無償化の2号・3号認定の保育料軽減案」は、事務局案のとおりとする。

(ウ) 北海道における多子世帯の保育料軽減支援事業について

(委員) 今回の道の補助事業は、道の独自事業として年収約640万円未満相当の世帯を対象として実施されると聞いているが、市町村への補助金配分額や次年度以降の補助事業の継続如何にかかわらず、市はこの軽減を実施していけるのか。

また、旭川市の延長保育料は、通常の保育料を基準としており、これまでどおりの考え方でいけば、道の補助事業により無償化となる世帯の延長保育料は0円とするのか、それとも道の補助事業がないものとして従来どおりの料金とするのか。

(事務局) 道の補助事業については、補助率どおりに補助金が配分され、今後も継続実施されるよう市として道に要望していく予定である。道の補助が確実に実施される前提で保育料の条例改正を行う予定であり、道の考え方どおりに無償化を実施していく。

延長保育料の設定については、子ども・子育て支援新制度施行に際して、保育短時間の延長保育料は保育標準時間の保育料と逆転現象が生じないよう保育短時間と保育標準時間の保育料の差額を延長保育料として設定した。保育標準時間を超える延長保育料は通常の保育料の10%としており、1回400円でスポット的な利用もできるように設定している。今回の道の補助事業を受けて保育料が無償化となる世帯の延長保育料は、これまでの延長保育料の考え方から0円となる。

(委員) 道の補助事業は単年度予算だが、一旦無償化したものを元に戻すと、利用者等の混乱をきたすことが予想されるので、継続実施されるよう要望していただきたい。

延長保育料については、道の補助事業によって保育料が無償化となり、延長保育料も無償化となる世帯が増えることとなる。延長保育は、必要な方が利用するものであるので、その費用負担のあり方について検討いただきたい。

(事務局) 今後、延長保育料の設定について、延長保育の利用状況や道の補助事業の動向等により、予算編成の際に検討してまいりたい。

「(ウ) 北海道における多子世帯の保育料軽減支援事業」は、事務局案のとおりする。

(2) その他

※次回の基準部会で答申案の確認を行う予定であったが、答申案については事務局で作成の上、部会長が確認することです承を得た。